

若手の理学療法士及び作業療法士実務研修実施要領

平成 27 年 9 月 10 日付 27 福保医政第 986 号

平成 28 年 4 月 21 日付 28 福保医政第 113 号

平成 28 年 9 月 23 日付 28 福保医政第 1116 号

第 1 目的

この要領は、東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成 13 年 11 月 26 日 13 衛医計第 964 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、若手の理学療法士及び作業療法士の実務研修（以下「研修」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 研修対象者及び受講者

- 1 この事業において実施する研修の対象者（以下「対象者」という。）は、都内の医療機関等に就業しており、かつ、実務経験が原則 1 年目から 5 年目までの理学療法士及び作業療法士とし、応募のあった対象者の中から、この事業において実施する研修の受講者（以下「受講者」という。）を決定する。
- 2 地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）が受け入れる受講者の定員の合計が、予算の範囲内で別途定める最大受入人数を下回る場合であって、支援センターが可能であれば、実務経験が原則 1 年目から 5 年目までの言語聴覚士も合わせて対象者とすることができる。

第 3 受講者の決定

受講者の決定手続は以下による。

- 1 受講者の応募
 - (1) 東京都及び支援センターは、対象者に対しホームページ等を利用して事業周知する。
 - (2) 研修の受講を希望する対象者は、所属する医療機関等を通じて実務研修受講申込書（第 1 号様式）に必要事項を記入し、東京都へ提出する。
- 2 受講者の総数
受講者総数は、予算の範囲内で別に定める。
- 3 受講者の決定
東京都は、応募があった対象者のうち、事業の目的に照らして適当であると判断した場合、支援センターの意見を聴取した上で、受講の決定を行い、受講者に実務研修受講者決定通知書（第 2 号様式）を送付し、写しを支援センターに送付する。
- 4 言語聴覚士の応募等
言語聴覚士を対象とする場合は、同条第 1 項から第 3 項を準用するものとする。

第 4 実務研修計画の作成

- 1 支援センターは、事前に受講者とのヒアリングにより、実務研修計画書（第 3 号様式）を作成し、知事へ報告する。また、写しを受講者に送付する。

2 受講者は、実務研修計画書に基づき、研修を受講する。

第5 実務研修受講報告書及び実務研修実施報告書の提出

- 1 研修を終了した受講者は、研修終了後 30 日以内に実務研修受講報告書（第4号様式）を作成し、支援センターに提出する。
- 2 支援センターは実務研修終了後 30 日以内に実務研修実施報告書（第5号様式）を作成し、実務研修受講報告書とともに知事に提出する。

第6 受講証明の交付

支援センターは、実務研修受講報告書及び実務研修実施報告書に基づき、受講者に対して受講証明書（第6号様式）を交付する。

第7 実施方法

この事業に必要な経費については、予算の範囲内において別に定める。

第8 秘密保持

- 1 受講者は個人情報保護に関する誓約書（第7号様式）を支援センターに提出する。
- 2 受講者及び受講者の所属先は、研修受講中に知り得た個人情報や支援センターの機密情報等の秘密事項を研修期間中はもちろんのこと、研修終了後も第三者に対して漏洩してはならない。
- 3 受講者及び受講者の所属先は、研修に関連する書類等を支援センターの目的以外に使用し、又は許諾なく複製・複写してはならない。
- 4 支援センターは、研修上知り得た受講者に関する個人情報の保護に努め、守秘義務を遵守する。

第9 遵守義務

受講者は、研修期間中、支援センターの職員の指示及び支援センターの諸規定に従い、安全に努める。

第10 事故

研修期間中に万が一事故が発生した場合は、支援センターの研修指導者に報告し、指導者の指示で対処し、当日中に受講者の所属先に連絡をする。また、後日支援センターの研修指導者に事故発生報告書（第8号様式）を提出する。

第11 感染症

- 1 研修受講にあたり遵守すべき感染対策については、支援センターの定める対策方法に従う。
- 2 患者に感染させる可能性のある疾病（インフルエンザ等）に罹った場合は、研修指導者に報告し、指示を受ける。

第12 疾病、傷害等

- 1 研修期間中に受講者の責に帰すべき事由による疾病又は傷害を負った場合は、受講者の所属先がその責任を負う。
- 2 前項の受講者の責に帰すべき事由が明らかに受講者の故意又は過失によるものではないと認められる場合については、受講者の所属先と支援センターの協議の上、その責任負担について決定する。
- 3 支援センターの求めに応じ、受講者が事前に損害保険等に参加する場合は、保険にかかる費用は、受講者の所属先が負担するものとする。

第13 損害の賠償

- 1 研修期間中に受講者の責に帰すべき事由により、支援センターの建物設備、職員、患者等に損害を与えた場合は、受講者の所属先がその損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の受講者の責に帰すべき事由が明らかに受講者の故意又は過失によるものではないと認められる場合については、前条第2項に準ずるものとする。
- 3 支援センターの求めに応じ、受講者が事前に賠償責任保険等に参加する場合は、前条第3項に準ずるものとする。

第14 その他

- 1 支援センターは、研修期間中にやむを得ない事情により研修を中止せざるを得ないと判断した場合は、東京都と協議の上、研修を中止するものとする。
- 2 前項により研修が中止された場合、代替の研修の実施の有無については、東京都と支援センターで協議の上決定することとし、受講者は支援センターの指示に従うものとする。

附則

この要領は、平成27年9月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月23日から施行する。